



流山市監査委員告示第10号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年7月1日

流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

森 亮二



第4号様式

流障第915号  
令和2年6月11日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について(通知)

令和2年6月4日付け、流監第6号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

|                  |                |  |   |
|------------------|----------------|--|---|
| 報告年月日・番号         | 令和2年6月4日・流監第6号 |  |   |
| 監査の種別            | 公の施設の指定管理者監査   |  |   |
| 部 課 等 名          | 区分             | 指摘事項等  | 措置事項  |
| 社会福祉法人<br>まほろばの里 | 指摘<br>(1)      | 流山市心身障害者福祉作業所さつき園の指定管理者の業務等に関する仕様書では、指定管理者は備品台帳に則して年2回の備品の整理を行い、点検した備品については、次年度4月末日までに市に、台帳の提出をもって報告することであるものの、点検・報告を行っていなかった。仕様書に基づき適切な点検及び報告を徹底されたい。 | 令和元年度中に点検した備品については、翌年度4月30日に「流山市心身障害者福祉作業所さつき園備品リスト(備品台帳)」の提出をもって報告を行った。<br>以後も同様に報告を徹底いたします。 |
| 健康福祉部<br>障害者支援課  | 指摘<br>(1)      | 平成29年度以降の年度協定が締結されていない。所管部課は指定管理料が発生しないため年度協定は必要ないとの認識であったが、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条令施行規則との整合がとれておらず、今後、指定管理者制度所管課と協議し適切に対応されたい。                     | 指定管理料が発生しないため年度協定は必要ないという認識であった。今後は、指定管理者制度所管課と十分に協議し適切に対応したい。                                |
| 健康福祉部<br>障害者支援課  | 指摘<br>(5)      | 前年度の事業報告書の提出期限について、流山市心身障害者福祉作業所さつき園の指定管理者の業務等に関する仕様書と流山市心身障害者福祉作業所さつき園の管理に関する基本協定書にそごがあった。適正な事務の執行をされたい。  | 前年度の事業報告書の提出期限について、「基本協定書」と「業務等に関する仕様書」でそごが生じていた。今後はそごが生じないよう、気を付けて事務にあたりたい。                  |
| 社会福祉法人<br>まほろばの里 | 意見             | 流山市心身障害者福祉作業所さつき園の管理に関する基本協定書では、月ごとの事業の実施状況、さつき園等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書の提出については、「翌月10日まで」とあるが、提出が遅れていた。また施設利用者数の誤りが散見された。適正な事務の執行を要望する。               | 令和元年度の指定管理業務の報告については、「指定管理業務報告書」の提出をもって、全て翌月10日までに報告を行った。<br>施設利用者数の誤りがないよう確認を徹底し、報告を行った。     |
| 社会福祉法人<br>まほろばの里 | 意見             | 個人情報の管理について、現時点では検討の余地がある。今後、担当課と協議の上、情報セキュリティ対策への取組を速やかに実施することを要望する。  | 個人情報の管理については、USBで管理し、カギ付きのキャビネット内に保管している。これに加え、職員が使用する際には、事前に使用申請書を管理者に提出し、許可を得て使用することとする。    |

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。